

平成18年5月9日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社
代表者名 社長 井筒 雄三
(コード番号) 5214 東・大 第一部
問合せ先 取締役常務執行役員 阿閉正美
(TEL 077 537 1700)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆さまより承認されることを条件として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の公開買付（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。また、本対応方針発効時点において既に議決権割合が20%以上である特定株主グループの当社株券等の買付は含みません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することについて以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

1. 当社の事業特性と企業価値の向上

当社は、昭和24年の創立以来一貫して、主として工業製品の部品・材料として用いられる特殊ガラス・ハイテクガラスの製造・販売を事業としております。

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しています。この数年連続売上高に占める主要顧客グループへの販売の割合は高まってきており、平成18年3月期は50%を上回りました（注4）。従って、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。

当社としましては、これらの経営資源の蓄積を最大限に活用しつつ、

顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること

事業環境の変化に的確に対応しつつ、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること

常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること

特殊ガラス・ハイテクガラス素材をベースに薄膜技術、金属・有機材料との複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開すること

により、より長期的な視点から企業価値の増大に努めることとしております。

このためには、今後とも顧客をはじめ取引先との継続的な関係を維持・発展し、中長期的な観点から安定的な経営を行うことが必須となります。

2. 大規模買付ルールの目的

近時、株式持合い構造の解消、新しい法制度の整備や企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

当社は、日本電気株式会社の関連会社であり、同社は当社の総株主の議決権の24.6%（間接所有分23.6%を含む。）を実質的に保有しています。

一方、当社は、FPD用ガラスをはじめとする特殊ガラス・ハイテクガラスの分野において創立以来築いた独自の地位を占めています。液晶ディスプレイ用ガラスやプラズマディスプレイ用ガラスなどの当社製品は表示デバイス分野等で必要不可欠な部材であり、また、手がける企業もごく少数で高いシェアの製品も数多くあることから、当社の事業や特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ等に興味を示し、突如として大規模買付者が出現する可能性があると考えております。

もとより、当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆さまが大規模買付行為に応じられるか否かの判断を行われるに当たっては、大規模買付者から十分な情報を提供頂くと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を提供することが重要であると考えております。

特に、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、上記の当社の事業特性に対する理解なくして困難であり、株主の皆さまが大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

また、現在当社グループは、表示デバイス分野におけるFPDへの市場構造の変化に対応するべく、CRT用ガラスの生産体制を縮小・再編しつつ、NON-CRT用ガラスの中心となるFPD用ガラスの生産能力の拡充を進める等、グループ一丸となって事業構造を転換させているところです。連結売上高に占める割合も、3年前にはCRT用ガラス約65%、NON-CRT用ガラス約17%でしたが、平成18年3月期ではCRT用ガラス約22%、NON-CRT用ガラス約57%とその割合が逆転しました（注5）。この構造転換を引き続き成功させ成長軌道を歩むためには、継続した取組みと事業に対する理解が必要です。大規模買付者が事業構造の転換に対しどのような認識と方針を持っているかについても、株主の皆さまに十分な情報が提供され、検討いただく必要があります。

このような考えに立って、当社取締役会は以下の大規模買付ルールを定めることにいたしました。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買

付行為が開始されるべきである、というものです。

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」をご提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要

大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

買付対価の算定根拠

買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含みます。）の名称その他の概要を含みます。）

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営ルール、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策

大規模買付行為完了後に意図する当社の特定の限られた重要顧客及びその重要顧客との継続的取引関係への対応方針

当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします（ただし、当社取締役会が、後述する特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大10日間延長できるものといたします。この延長を行う場合は、その旨及びその理由について情報開示を行います。）

対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間

その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当を行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）を取ることがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりとします。

無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

新株予約権の行使条件

()大規模買付者、()その共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めたとを含む。)、()その他特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めたとを含む。)、もしくは()、()~()に該当する者から、大規模買付ルールに基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は()、()~()に該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支

配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者)は、原則として大規模買付ルールに基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権（新株予約権の具体的な内容は、上記4.(1)に記載のとおりです。）の無償割当を行うことがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆さまの権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の から のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の から のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を講じません。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である特定の限られた重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

上記 から のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買

付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

- (3) 上記(1)及び(2)により対抗措置を取る場合には、当社取締役全員一致により決定するものとします。また、当社取締役会は、下記5.で述べるように特別委員会の勧告に従うものとします。
- (4) 当社取締役会は、(1)及び(2)により対抗措置をとるか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

5. 特別委員会の設置 - 対抗措置の公正さを担保するための手続 -

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。特別委員会の当初の委員は3名とし、その略歴は、別紙1「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。

(2) 特別委員会の役割

特別委員会の役割は次のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、遅くとも取締役会評価期間の期限の7日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。特別委員会は、当該大規模買付行為が上記4.(2)の から のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当を行うことが相当であるか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会の勧告に従うものとします。ただし、当社取締役会は、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができます。

当社取締役会は、上記3.(2)で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているか当社取締役会が判断するに当たり助言を特別委員会に求めます。

6. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述の通り、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまの為に交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本年6月29日開催予定の当社定時株主総会において本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として本対応方針の導入を決定いたしました。加えて、本対応方針の有効期間は平成21年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまの為に、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、社外有識者から構成いたします（特別委員会の委員選任基準等については別紙2をご参照ください。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告に従うこととします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述の通り、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述の通り、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

7. 株主及び投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

本対応方針導入時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆さまの権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置を取ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を取ることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等4(1)に規定する者以外の株主の皆さまが法的権利又は経済的側面において格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割当てられる場合、名義書換未了の株主の皆さまは、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。更に、新株予約権の行使に際しては、株主の皆さまには、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

8. 本対応方針の制定、有効期間、継続及び変更について

(1) 本対応方針は、本日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

(2) 本対応方針は、平成18年6月29日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆さまにお諮りし、同定時株主総会において出席株主の皆さまの過半数のご承認をいただいた時に発効します。同定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただけた場合は、本対応方針は2.に述べた事業構造の転換が一段落する予定の平成21年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続するものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

(3) 当社は、平成15年に定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役の任期は、毎年6月開催の定時株主総会終結の時までです。当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益及び当社企業価値の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆さまにお諮りしたいと存じます。

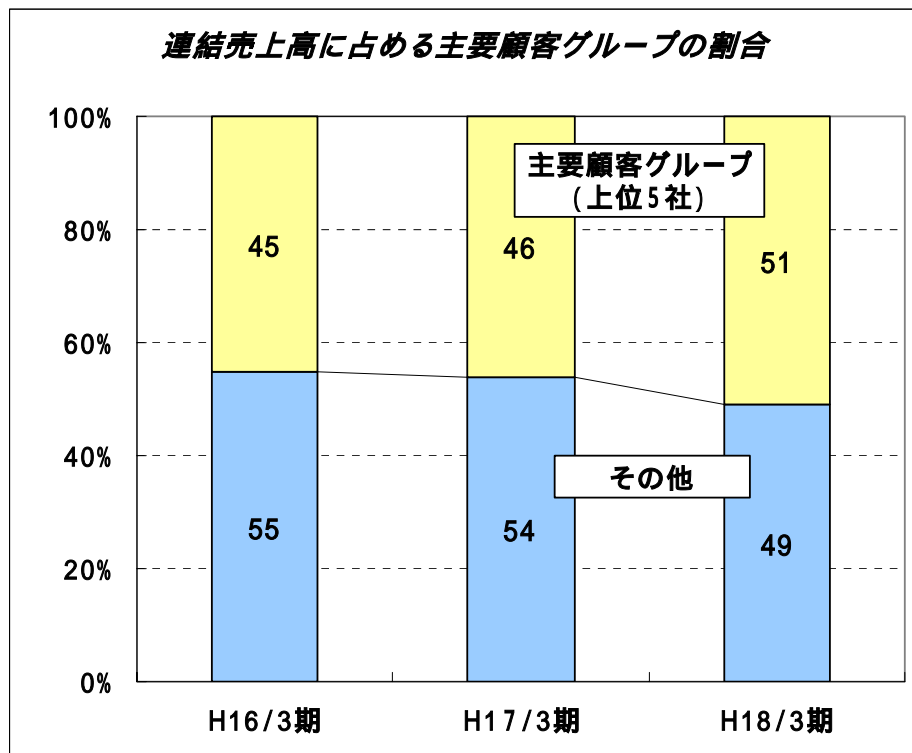
以 上

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の2第3第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

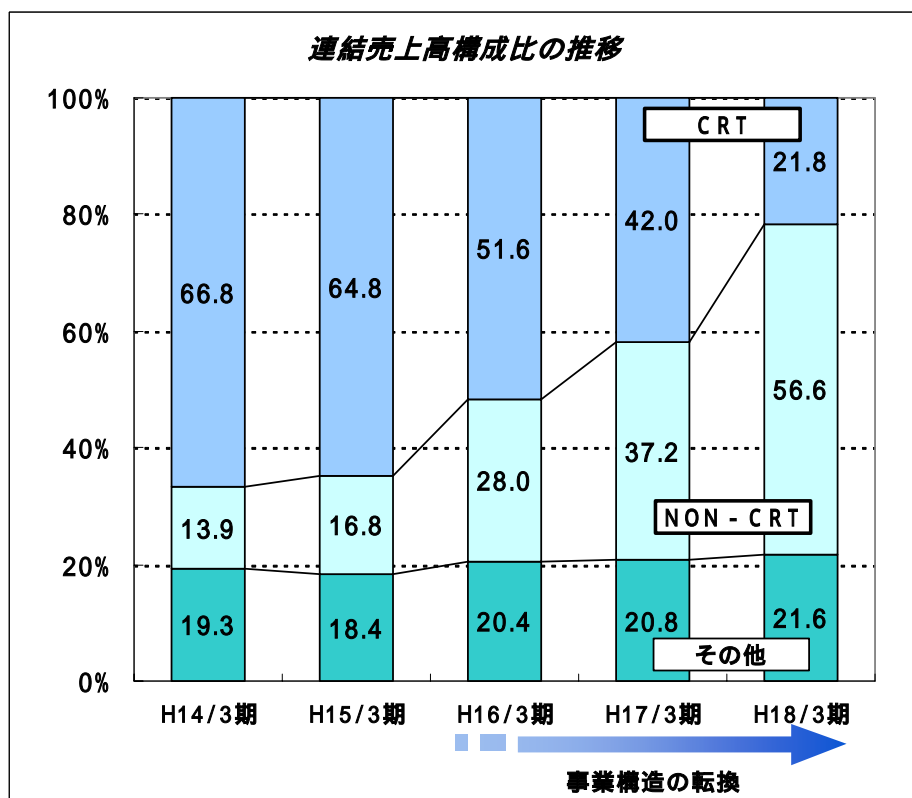
(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが当社の株券等(証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の2第3第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の2第3第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等を意味します。

(注4)



(注5)



特別委員会の委員の略歴

竹内 卓郎 (たけうち たくろう)

昭和 59 年 4 月	弁護士登録 長島・大野法律事務所 (現 長島・大野・常松法律事務所) 入所
平成 5 年 10 月	徳田・竹内法律事務所開設
平成 13 年 5 月	竹内法律事務所開設 (現在)
平成 15 年 6 月	当社社外監査役就任 (現任)

五郎川 康 (ごろかわ やすし)

昭和 36 年 4 月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 (現 あずさ監査法人) 入所
昭和 40 年 4 月	公認会計士登録
昭和 60 年 9 月	港監査法人代表社員
平成 15 年 2 月	あずさ監査法人代表社員
平成 15 年 8 月	あずさ監査法人退社 五郎川康事務所所長 (現任)
平成 18 年 4 月	大阪市公正職務審査委員会委員 (現任)

木村 圭二郎 (きむら けいじろう)

昭和 62 年 4 月	弁護士登録 昭和法律事務所入所
平成 6 年 1 月	ニューヨーク州弁護士会登録
平成 10 年 5 月	共栄法律事務所開設 (現在)
平成 16 年 4 月	関西学院大学大学院司法研究科教授 (現任)

特別委員会規則（概要）

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

特別委員会は、取締役会決議により設置する。

特別委員の人数は3名以上5名以内とする。

特別委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は執行役として経験のある社外者で末尾に記載する基準を全て満たす者のうちから選任する。

特別委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の日から選任後最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員の報酬

特別委員の報酬の額及びその支払いの時期等は、別途取締役会が特別委員全員及び監査役全員の同意を得て定める。

特別委員が職務を行うために交通費等の実費を支出したときは、会社は、特別委員の請求に基づき、特別委員に対してその実費を支払う。

4. 決議要件

特別委員会における決議は、特別委員の過半数をもって行う。

5. 取締役会への勧告

特別委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。

特別委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

6. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

【委員の選任基準】

委員は、次の基準を全て満たした者から選任する。

現在及び過去において、当社又は当社の関係会社（注1）の業務を行う取締役又は従業員又はこれらの者の配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

本人又はその配偶者もしくは3親等内の親族が他社の取締役もしくは従業員である場合において、最近2会計年度のうちの1会計年度において、当社がその他社に対して物品又は役務の対価として支払った金額、又は、その他社が当社に対して物品又は役務の対価として支払った金額の合計額が、1億円もしくはその他社の連結売上高の2パーセントのいずれか高い方の金額を超えるものではないこと

現在及び最近2年間において、当社又は当社の子会社の顧問弁護士、顧問弁護士事務所のパートナー、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

現在及び最近2年間において、当社又は当社の子会社の会計監査を行った監査法人の代表社員、社員、所属会計士、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

現在及び最近2年間において、当社又は当社の子会社の顧問、外部アドバイザー（当該外部アドバイザーが法人であるときはその社員、パートナーシップであるときはそのパートナーを含む。）であったもの、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

現在及び最近2年間において、当社の代表取締役が指名委員会委員又は報酬委員会委員を兼任している委員会設置会社の取締役、執行役もしくは従業員、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

現在及び最近2年間において、名目の如何にかかわらず、当社から1年間に500万円を超える報酬（取締役報酬及び監査役報酬は除く。）を受け取ったことのある者、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

（注1）関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社を意味します。